

国民健康保険・後期高齢者医療制度の仕組みをお知らせします

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、病気やけがなどの際に安心して医療を受けられるよう、互いの助け合いにより運営される医療保険制度です。7月中旬に予定している保険税(料)の通知書の発送に先立ち、保険税(料)の賦課の仕組みについて紹介します。

	国民健康保険税 問 保険課 0422-29-9216	後期高齢者医療保険料 問 保険課 0422-29-9219																						
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳未満で、ほかの健康保険に加入していない方 ⇒世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者として保険税を支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳以上の方、一定の障がいがあると東京都後期高齢者医療広域連合から認定された65~74歳の方 ⇒被保険者一人ひとりが保険料を支払います。 																						
市内の加入者数(3月末時点)	35,046人(24,931世帯)	22,525人																						
保険税(料)の金額は、前年の所得(※1)により金額が変わる「所得割額」と、加入者1人当たり定額の「均等割額」の合計です。所得金額が一定額以下の世帯には軽減措置があります。国民健康保険税の税率は、東京都が示す標準保険料率を基に市で決定します。後期高齢者医療保険制度の保険料率は東京都内で一律です。 ※1 すべての収入金額から必要経費を差し引いたもの。																								
<p>●下記①~③それぞれの所得割額と均等割額の合計額(限度額99万円)</p> <p>①基礎課税分(課税限度額63万円) 所得割額(算定基礎額×5.3%) + 均等割額(被保険者数×28,000円)</p> <p>②後期高齢者支援金等課税分(課税限度額19万円) 所得割額(算定基礎額×2%) + 均等割額(被保険者数×11,200円)</p> <p>③介護納付金課税分(課税限度額17万円) (40歳以上65歳未満の被保険者に課税) 所得割額(算定基礎額×1.5%) + 均等割額(被保険者数×13,000円)</p> <p>均等割額の軽減 世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の所得の合計 (国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>② 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※3)数)以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>③ 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+53万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 一定の給与所得または公的年金等の所得がある方。 ※3 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方。</p> <p>未就学児に対する均等割額の軽減 国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にあるお子さん)に対する均等割額を5割軽減します。なお、法定軽減(7割・5割・2割軽減)世帯は、法定軽減後の均等割額を5割軽減します。 ※未就学児均等割額後の税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が税額。</p>		世帯の所得の合計 (国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	軽減割合	① 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下	7割	② 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※3)数)以下	5割	③ 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+53万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	2割	<p>●所得割額(賦課の基となる所得金額(※4)×東京都の所得割率9.49%)と均等割額(46,400円)の合計額(限度額66万円)</p> <p>※4 前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。</p> <p>所得割額の軽減 被保険者本人の賦課の基となる所得金額が一定額以下の場合、所得割額を軽減します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賦課の基となる所得金額</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 15万円以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>② 20万円以下</td> <td>2.5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>均等割額の軽減 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などを合計した額が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の総所得金額などの合計</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)以下</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>② 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+29万円×被保険者数以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>③ 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+53万5千円×被保険者数以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※65歳以上(1月1日時点)の方は、公的年金所得(年金収入から年金控除を差し引いたもの)から、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いた額で判定。軽減には所得の申告が必要となる場合あり。</p>	賦課の基となる所得金額	軽減割合	① 15万円以下	5割	② 20万円以下	2.5割	世帯の総所得金額などの合計	軽減割合	① 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)以下	7割	② 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+29万円×被保険者数以下	5割	③ 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+53万5千円×被保険者数以下	2割
世帯の所得の合計 (国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	軽減割合																							
① 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下	7割																							
② 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※3)数)以下	5割																							
③ 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+53万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	2割																							
賦課の基となる所得金額	軽減割合																							
① 15万円以下	5割																							
② 20万円以下	2.5割																							
世帯の総所得金額などの合計	軽減割合																							
① 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)以下	7割																							
② 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+29万円×被保険者数以下	5割																							
③ 43万円+10万円×(年金または給与所得者の合計数-1)+53万5千円×被保険者数以下	2割																							

健康保険の財政状況

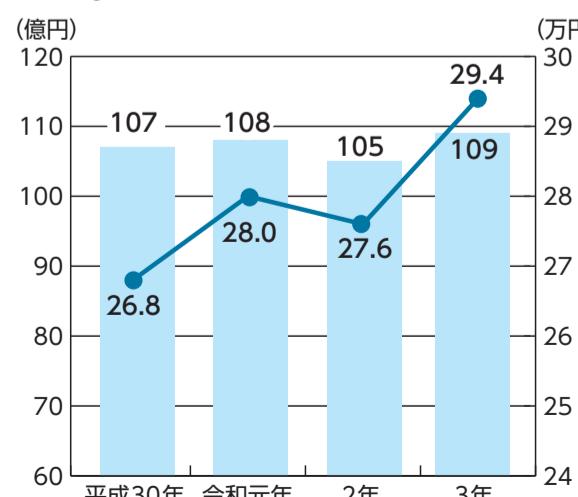
病院などでかかった医療費の総額から自己負担額を除いた額を「医療給付費」といい、健康保険から医療機関に支払われます。三鷹市国民健康保険の医療給付費は増加傾向にあり、特に1人当たりの額は増加割合が大きくなっています。

また、東京都後期高齢者医療広域連合の医療給付費も、国民健康保険と同様に増加傾向にあります。

両制度ともに財政運営は厳しい状況です。三鷹市国民健康保険では1人当たりの医療給付費が年間平均約29.4万円のところ、東京都後期高齢者医療広域連合ではおよそ3倍の約84.4万円で、高齢になるほど医療費がかかることが分かります。

●三鷹市国民健康保険

■ 医療給付費(年間総額)
● 1人当たりの医療給付費



●東京都後期高齢者医療広域連合

■ 医療給付費(年間総額)
● 1人当たりの医療給付費

